

第1 刑事事件の流れ

1 流れをザックリいうと

- (1) 逮捕
- (2) 勾留
- (3) 起訴
- (4) 公判
- (5) 判決

2 用語の説明

(1) 弁護士

刑事事件を受任した弁護士のこと。

(2) 被疑者

逮捕された人と思っていただいて構わない。

ただし、厳密には、犯罪の疑いをかけられた人を指すので、逮捕されていない被疑者もありうる（いわゆる「在宅の被疑者」）。

(3) 被告人

起訴された人。民事の「被告」とは全く意味が違う。

第2 刑事事件の流れ各論

1 逮捕（199①）

(1) 逮捕とは

令状を見せられて、警察官に手錠をかけられるという、日常イメージするもので大体合っている。マスコミは、この時点から「容疑者」というが、法的には「被疑者」が正しい。

なお、令状がなくても逮捕できる場合もある。緊急逮捕（210①）、現行犯逮捕（213）の場合である。

ちなみに、現行犯逮捕は、警察官でなくてもできる（213）。つまり、皆様に危害を加えようとする者がいたら、皆様で取り押さえても違法ではない。し

かし、返り討ちに遭うことも多いので、お勧めできない。

(2) 逮捕中の弁護人の関わり

逮捕された時点では、国選弁護人は就けられないが、当番弁護士を呼ぶことができる。ただし、当番弁護士は私選が前提である。法テラスの弁護士は、私選ができないので、逮捕中に被疑者と関わることは稀である。

(3) 逮捕後はどうするのか

逮捕は、最大でも72時間しかできない(203、204、205)。

では、72時間経ったらどうなるのか? 釈放するか、勾留して、さらに身体拘束を続けることになる。

2 勾留(207①、60)

(1) 勾留とは

「こうりゅう」という。「拘留」は、軽微な犯罪に対する刑罰なので、別物である。一応、10日が原則であるが(208①)、大抵はさらに10日延長され(208②)、事実上20日間勾留されるのが原則となっている。

逮捕と違い、勾留は、一応それなりの要件が定まっている(60)。しかし弁護人からすると、本当に要件を満たしているのか疑問な事件でも、あっさり勾留される。

(2) 勾留中における弁護人や福祉関係者の関わり

一定の軽い犯罪を除き、勾留されると、国選弁護人が就けられるようになる(37の2)。法テラスの弁護士は、私選ができないので、ほぼ100%、勾留段階から就くことになる。

勾留後は、起訴されるか否かの判断が下されることになる。

起訴されると、刑務所に行くか行かないかの二択しかなくなる。したがって、前科があるなど、起訴されると刑務所に行くことがほぼ確定的な場合、福祉に助けようとする弁護人としては、この段階で活動し、なんとしてでも起訴を回避する努力をする。